

事務局ご担当者さま

ご面倒をおかけしますが、高教組分会長または書記長へお渡しください（全1枚）

新潟高教組 臨時職員（常勤講師等）速報

2023年3月3日 全組合員配布・分会掲示

○継続となる臨時職員について

年度末引き継ぎ出張扱いへ

○離職期間撤廃から3年

処遇改善へ前進！！

任用期間満了後、引き続き臨時職員（講師、養護助教諭、実習教員）として任用される場合の年度末引き継ぎについて、これまで「次年度の任用にかかる引き継ぎについては、現任用期間に係る業務でないことから、出張とすることはできない」としていましたが、今年度末から「出張扱い、旅費支給」とする「臨時職員の引き継ぎに係る業務の取扱いについて（通知）」が23年3月2日付で発出されました。

この間新高教は次年度も任用が予定されているにもかかわらず、出張扱いとしない対応について、青年部を中心に、大きく問題視・交渉を行ってきました。20年に離職期間が撤廃となったことから、制度に矛盾、問題があることを指摘し、粘り強く交渉を重ねてきました。新採用者が任用前に引き継ぎへ招集されている実態があることから、引き続き、年度末引き継ぎへの対応について交渉を行うとともに、様々な処遇改善へとりくみを行っていきます。

臨時職員の引き継ぎに係る業務の取扱いについて（通知）概要（23.3.2 高校課）

①引き継ぎに係る業務について

臨時職員が、任用期間満了後、引き続き臨時職員として任用される場合または、正規採用される場合、当該任用先の引き継ぎに係る業務は公務として取り扱う。

②引き継ぎに係る旅行について

臨時職員が、当該任用先に引き継ぎのため旅行するときは、旅費を支給する。

③適用年月日

23年4月1日任用及び正規採用に係る引き継ぎから適用

※対応の変化について

| | | |
|--|---|---|
| これまで 公務ではない ・旅費支給なし ・事故等の保障なし ・年休（場合によっては欠勤） | → | 23年4月1日任用にかかる引き継ぎから 公務として取り扱う ・旅費支給対象 ・公務であることから保障対象 ・公務であることから勤務対象 |
|--|---|---|

★新潟県高等学校教職員組合は、臨時職員の処遇改善に向けてとりくんでいます。

臨時職員の組合加入も随時受け付けております。

お近くの分会員または新高教本部（025-265-4151）までご相談ください。